

重 要

日本学生支援機構(JASSO)から多子世帯の判定について以下のような連絡が届いています。

(別添)のチャートで該当する場合は申込者が JASSO に直接申告することで多子世帯に該当

申告期間は7月1日(水)～8月10日(月)となっています。

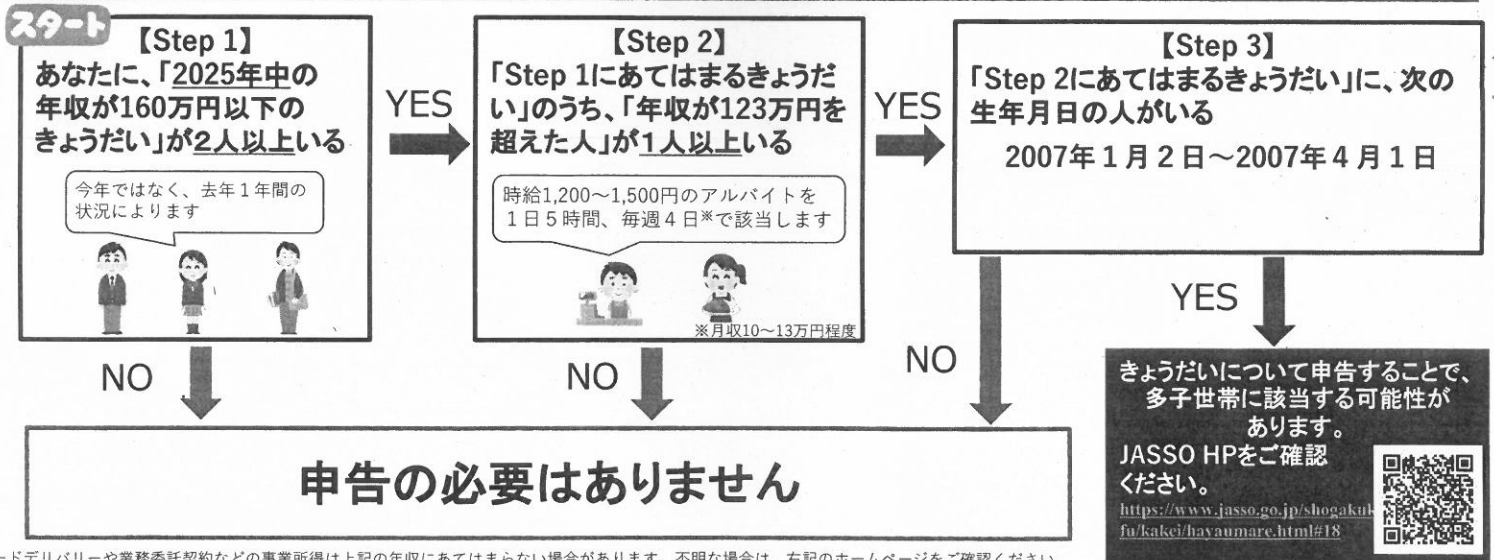
予約奨学金係 木村

多子世帯の判定における一定程度の年収があるきょうだいの申告

(別添)

- ・ 修学支援新制度における授業料等減免やJASSOによる給付奨学金・貸与奨学金の「多子世帯」に該当するかどうかの判定のために、JASSOは申込者の世帯の「子ども」の数を確認します。
- ・ JASSOでは、申込等の際に申込者自身や生計維持者のマイナンバーを提出していただきますが、申込者に「年収と年齢がある範囲にある申込者のきょうだいがいるかどうか」の情報を得ることができません。
- ・ 下のチャートを参考に、該当するきょうだいがいる申込者は「多子世帯」の判定のために申告をしてください。

あなた(申込者)に申告が必要かどうかの確認 Yes/Noチャート



フードデリバリーや業務委託契約などの事業所得は上記の年収にあてはまらない場合があります。不明な場合は、右記のホームページをご確認ください。